

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針（令和 7 年 1 月現在）

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限に図られる。

1 - 1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	
（住宅・建築物の耐震化）	青字は再掲頁▶【本編】P.10,16,17
○ 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修の促進と、その必要性について普及啓発を図り、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した助成事業の実施に努めます。	
（多数の者が利用する建築物の耐震化等）	【本編】P.16,17
○ 民間建築物の耐震性の把握に努め、耐震診断・耐震改修の必要性等の指導・助言を行います。	
（学校の室内安全対策）	【本編】P.16,17
○ 学校の老朽化対策として、丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）を策定し、計画的に学校施設の修繕、改修を行います。	
○ 学校設備の年次更新計画を策定し、計画的に学校設備の更新を進めます。また、各設備の定期的な検査や学校施設の日常点検、定期点検等を確実に実施し、児童生徒の安全確保に取り組みます。	

1 - 2 広域にわたる大規模な水害等による多数の死者・行方不明者の発生	
（防災関係システムの整備・運用）	【本編】P.18
○ 大規模災害にも耐えうる機能・設備を搭載した防災システム等を整備し、情報伝達の高度化・多様化にも柔軟に対応できる仕組みを検討し、防災行政無線や各種防災システムの拡充・更新により、安定した情報伝達体制を確立します。	
（地域住民等に対する通信手段の整備）	【本編】P.18
○ 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、町の安心・安全メールをはじめ Lアラート、スマートフォン、SNS、データ放送等あらゆる手段の活用等について検討し、災害時における情報の発信・共有の仕組みを構築するとともに、多様な通信連絡手段の整備・拡充に努めます。	
（関係機関との連携）	【本編】P.9,18
○ 他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実、その実効性の確保を図ります。	
○ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時応援協定の締結を進めます。	
○ 平時から、国・県・防災関係機関との連携強化を図り、迅速な災害対応が行える体制・仕組みを構築します。	

（防災拠点の機能確保）

〔本編〕 P. 15 〔別紙 3〕 P. 6

- 災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能を確保します。
- 大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備を検討します。

（減災対策の推進）

〔本編〕 P. 18

- 行政区等における自主防災組織・地域の防災リーダーの育成支援を推進し、自助・共助の強化や地域防災力の向上に努めます。
- 迅速かつ適切な避難行動が行えるよう、避難路や避難誘導標識の整備・周知を図り、指定避難所等の見直しや備蓄品等の配備計画を策定し、周知を図るとともにハード対策・ソフト対策を組み合わせた減災対策を推進します。

（防災・減災教育の推進）

〔本編〕 P. 18

- 児童生徒一人ひとりが自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から自らの身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としてのあり方・生き方」について考えさせる防災教育を推進します。
- 各学校で策定している「学校防災マニュアル」については、より実効性のあるマニュアルとするため、今後早期に改定を進めます。
- 児童生徒には普段から防災への意識付けを行うほか、避難訓練の実施方法を工夫するなどして、児童生徒の災害対応力や防災知識の向上を図ります。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、学校関係者、教育委員会、地域住民、防災関係機関などが参加する会議を行い、学校防災のあり方について引き続き協議を行い、具体的な事業に繋いでいきます。
- 各学校の防災教育への取組を共有化し、学校防災マニュアルや掲示物の作成と発行を行い、引き続き普及啓発活動に取り組みます。
- 学童保育施設については、民間賃貸施設を含め適切に管理するとともに、運営事業者の救急救命等の研修や防災対策を講じるほか災害時の避難経路の確認及び児童の安全を守る体制を整えます。

（災害の記録と伝承）

〔本編〕 P. 19

- 令和元年東日本台風の経験と教訓を風化させることなく、後世に継承していくことができる取組の内容・実施方法を検討します。

（河川防災施設等の整備）

〔本編〕 P. 14, 19

- 河川や内水による浸水被害から町民の生命、財産を守るため、国及び県と連携し、早急に河川堤防や内水対策に係る排水施設等を整備します。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による 死傷者の発生

(水害対策)

【本編】 P.19

- 災害時における情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、ハザードマップの改訂を行い、避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等の様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策)

【本編】 P.19

- 土砂災害危険個所の調査や定期的な防災パトロール体制を構築するなど、計画避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の高揚に向けた周知・啓発を行うことや、早期復旧のための資器材等の確保や危険度を勘案した住宅の移転、災害防止対策事業の施工など、状況に即した対応を実施します。
- 土砂災害発生時の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備や避難体制等を確立させ、地域防災力の向上に努めます。また、「自らの命は自らが守る」という観点から、町民・事業者等様々な主体による「自助」「共助」の取組を強化します。

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(雪害対策)

【本編】 P.19

- 暴風雪や豪雪等に伴う死者の発生を防ぐため、気象情報の収集を進めるとともに、平時から、それらの情報の利活用についての取組の推進や、暴風雪や豪雪が予測される際の不要不急の外出を抑制させる取組を推進します。
- 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、通行に支障がある箇所を事前に把握した上で集中的な除雪を行うとともに、除雪体制増強や地域と連携した対策等、ソフト・ハードの両面から取組を推進します。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(災害時の物資調達)

【本編】 P.19 【別紙 3】 P.6

- 物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制を整備します。

(災害時の物流対策)

【本編】 P.19 【別紙 3】 P.7

- 応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請、調達及び輸送体制等、供給の仕

組みを確立させます。

- 災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制整備)

〔本編〕 P. 9, 20

- 丸森町令和元年台風第 19 号災害検証委員会からの提言を踏まえ、地域防災計画をはじめ、災害対策本部や避難所の運営に係るマニュアルについて継続的に見直しを行うとともに、災害別の訓練を実施するなど、実態に即した取組を通じ災害対策本部の災害対応能力の向上を図ります。
- 被災していない自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定締結先との相互連携・支援体制の確立に努めます。
- 消防においては、消防署及び消防団との連携を強化し、火災による被害の防止・軽減を図るとともに、消防力の強化・向上のため、必要な消防資器材の配備や消防水利の確保により、消防機関が行う消防応急活動を支援します。
- 災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資器材の配備を進めます。

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(帰宅困難者対策)

〔本編〕 P. 14, 20

- 交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じます。
- 帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施します。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による

医療機能の低下

(保健・医療)

〔本編〕 P. 10

- 災害等に伴う児童生徒の心のケアに、迅速かつ適切に対応できる体制を構築します。
- 県や大学、職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等専門職の確保や人材の育成を図ります。
- 医療資器材の備蓄を継続、推進します。
- 医療部門の業務継続計画（BCP）、災害対策マニュアルの作成を推進します。
- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用を推進します。
- 消防機関との連携により、効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化を推進します。
- 事務職を含め、持続可能な適正人員の確保を進めます。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**(衛生対策)**

【本編】P.11, 12, 20

- 消毒薬、噴霧器、衛生用品等を計画的に整備します。
- ねずみ族・害虫等を駆除するための防疫用薬剤、機材等を計画的に整備します。
- 災害時に感染症予防のための調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行います。また、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県へ要請するほか、感染症発生時には、保健所等と協力の上、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図ります。
- 災害時における仮設トイレの設置及び管理等については、平時から資器材の備蓄及び周辺自治体等関係団体との連携強化を図ります。
- 避難場所や避難所など人の密集する可能性が高い状況下でも、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を講じ、集団感染を予防するため、避難所運営など各種マニュアルの見直しを行うとともに消毒液やマスクなど衛生関連の資器材の確保を計画的に進めます。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、**死者の発生****(避難所施設の環境整備)**

【本編】P.20

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資器材の準備や更新、丸森町公共施設個別施設計画（長寿命化・再配置計画）に基づき改修等を進めます。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所の指定促進を図ります。
- 感染症の流行、エコノミークラス症候群やストレス性疾患の発生を防ぐとともに、慢性期の段階に進んだ後も、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊等によるメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、行政、医療関係者、NPO、地域住民等の連携により、中長期的に健康管理を行う体制整備を進めます。
- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者を取り巻く生活環境の変化により生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供します。

(地区防災計画の普及・啓発)

【本編】P.21

- 地区防災計画制度の普及・啓発を図り、住民の自発的な行動計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。

(災害時の物資調達) (再掲)

〔本編〕 P. 19 〔別紙 3〕 P. 3

- 物資の調達については、民間企業や関連団体との災害に関する協定の締結を進め、必要な物資を円滑に調達できる体制を整備します。

(防災拠点の機能確保) (再掲)

〔本編〕 P. 15 〔別紙 3〕 P. 2

- 災害対応の主要拠点となる庁舎については、雨水ポンプ施設の増強等による内水対策や治水対策を実施し、被害を抑制することにより、防災拠点としての機能を確保します。
- 大規模災害に備え、庁舎の防災機能を代替できる拠点及び消防や警察、自衛隊等の町外からの広域的な応援や様々な支援物資の受け入れなどの調整業務を担う後方支援拠点等の整備を検討します。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。**3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下****(行政機能の業務継続性確保)**

〔本編〕 P. 9

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町業務全体の業務継続計画（BCP）の整備を進め、業務継続性の確保を図ります。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。**4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大****(情報通信体制の整備)**

〔本編〕 P. 9

- 解消が必要な不感地域が把握された場合には、携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、ICT 部門の業務継続計画（BCP）に基づき、情報通信体制の整備を進めます。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。**5-1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等****(産業施設の防災対策)**

〔本編〕 P. 13, 16

- 産業施設が被災した場合の損壊、火災、爆発等の被害を最小限にするため、自主保安体制の充実・強化について指導を行うとともに、風水害や地震の対策と防災教育の推進を図ります。
- 各施設の被害を最小限にするための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施します。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資器材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資器材等に関する広域応援）について協議します。

- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、対応マニュアル等の見直しに努めます。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めます。

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通基盤の維持等)

【本編】 P. 14 【別紙 3】 P. 8

- 多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築します。

5-3 食料等の安定供給の停滞

(災害時の物流対策) (再掲)

【本編】 P. 19 【別紙 3】 P. 3

- 応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や流通事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請、調達及び輸送体制等、供給の仕組みを確立させます。
- 災害発生時に物資輸送拠点から指定避難所等に支援物資が供給できるよう、緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

(農業基盤の保全)

【本編】 P. 13, 14 【別紙 3】 P. 9

- 農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。
- 生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。
- 交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。
- 農業に関係する団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。
- 農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス

サプライチェーンの機能の停止

(再生可能エネルギーの導入促進)

【本編】 P. 10

- 災害時に避難拠点となる主要な公共施設等に再生可能エネルギー設備を推進するほか、一般家庭における再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 災害対応活動や住民生活へ及ぼす影響を軽減するため、県及び関連業界団体と連携したエネルギー供給体制の構築に努めます。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上下水道の耐震化等)

〔本編〕 P. 16, 21

- 主要施設については大雨等による被害の対策を推進し、被災管路についても強靱な水道施設を構築するため、耐震化を図ります。被災施設以外の施設については、安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図ります。更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行います。
- 国庫補助事業等を効果的に活用した水道施設の計画的な老朽化対策、及び施設の耐震化対策を図ります。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設について、機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を図ります。

(下水道等の整備)

〔本編〕 P. 12, 17

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、公共下水道施設、農業集落排水処理施設の耐震化を推進するとともに、個人設置型合併浄化槽の整備を支援します。

(生活水の確保)

〔本編〕 P. 21

- 上水道が寸断された場合に備えるため、各地区で取り組んでいる井戸水の利用について、水質検査等への協力を行い、生活水の確保を進めるとともに、設置型の給水タンクや給水車の導入を検討し、給水体制の強化を図ります。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(交通基盤の維持等) (再掲)

〔本編〕 P. 14 〔別紙 3〕 P. 7

- 多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築します。

7 制御不能な二次災害を発生させない。

7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(治山・河川管理)

〔本編〕 P. 13, 14, 21

- これまでの洪水履歴を分析し、洪水から守るべき資産を把握し、上下流の整備状況や流域における治水安全度のバランスを考慮しながら、整備区間を設定し、河川改修区間の逐次見直しを実施します。
- 県が作成する河川の浸水想定に基づき、町のハザードマップを改訂し、災害時の避難行動に結びつく取組を行います。

(橋梁の長寿命化)

〔本編〕 P. 17

- 道路定期点検の結果及び橋梁長寿命化計画に基づき修繕を行い、必要により補強対策を推進し、耐震性の強化の向上を図ります。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出**(有害物質対策)**

【本編】P. 12

- 災害時に毒物・劇物が散乱しないよう、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとの危害防止規定の作成を指導します。
- 毒物の安全性の確保のための方策に関し、毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導します。
- 災害時は、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害の防止対策を早急に行うよう、体制の整備を図ります。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**(農地・森林等の荒廃対策)**

【本編】P. 13, 15

- 過疎化、高齢化等に対応した地域主体の協働活動支援などによる農地の多面的機能の維持・保全の推進を図ります。
- 山地に起因する災害から町民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林等森林の持つ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に行えるよう県と連携して取り組みます。
- 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境が人間活動で分断又は孤立しないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を図ります。
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、国や県と連携しながら森林及び治山施設の整備を推進します。

(農業基盤の保全) (再掲)

【本編】P. 13, 14 【別紙 3】P. 7

- 農業水利施設の、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ長寿命化を図ります。
- 生産基盤施設等の耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進します。
- 交流人口の増加に向けた取組の実施及び農業集落排水施設や農道網の整備など、定住環境の向上を図ります。
- 農業に関係する団体及び個人の被災施設の再建整備に対する支援を行います。
- 農地防災施設の適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図ります。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(災害廃棄物等への対応) 〔本編〕 P.12,21 ○ 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するため、丸森町災害廃棄物処理計画に基づいて進めます。 ○ 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づく解体方法等を周知します。
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(復旧・復興を担う人材の確保) 〔本編〕 P.11 ○ 災害時に速やかに要配慮者の支援活動ができるように、地区民生委員等の研修機会をつくるとともに、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるように社会福祉協議会との連携により設置訓練を実施し有事に備えます。 ○ 令和元年東日本台風の生活支援相談員における活動として、仮設住宅入居者等の安否確認、相談対応等の支援にあたり、相応の成果を挙げており、次の災害時にも対応できるよう、町と社会福祉協議会において経験やノウハウを継承できる環境を整えます。
8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
(自助・共助の取組の推進) 〔本編〕 P.21 ○ 男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行います。 ○ 丸森町協働によるまちづくり基本方針に基づき、地域コミュニティの活性化を図るため、住民自治組織を支援し、リーダーとなる人材の育成や研修の場を提供していきます。 ○ 令和元年東日本台風の被災者支援施策として整備した災害公営住宅及び町営住宅の団地内コミュニティ形成や周辺地域との融合を目的とした新しい地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくり等の支援を行います。 ○ ボランティアや自主活動を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行います。
8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態
(住宅対策) 〔本編〕 P.10,17 ○ 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握した上で建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が

可能となるよう関係機関で協議・調整します。また、建設候補地の選定を行う上では、令和元年東日本台風時の被災者の避難過程において、コミュニティの連続した分断が懸念されていたことから、入居のあり方についても、被災前のコミュニティを維持できるよう考慮します。

- 公営住宅等整備事業等を活用した長寿命化計画の見直しや住宅の整備を進めるとともに、予防保全的な住宅の維持管理による公営住宅ストックの適切な運用及び住宅の長寿命化を行うことで入居者が安心して居住できる環境を整備します。
- 退去住宅については修繕を優先的に行い、ストックの早期確保をすることで、災害により住まいを失った方への住宅確保支援策として使用が可能となるよう管理します。

(福祉)

【本編】 P.11

- 令和元年東日本台風では、特別養護老人ホーム等の施設入居者の避難行動が困難となったことから、避難場所となる施設の確保や避難経路の確認など、発災時における円滑な避難の実現に向け、事前の準備を進めます。
- 視覚や聴覚等の身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者など、情報伝達や避難行動が困難な方に対しては、個々の障がいに応じた情報伝達や避難所でのケアの在り方等について検討します。

(被災者支援策)

【本編】 P.22

- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、要配慮者が迅速かつ確実に避難できるような体制の構築を支援します。
- 災害時やその後の心身の健康に関し、必要な相談窓口を設置します。
- 災害時に速やかに支援活動を行うため、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会等との協働によるボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行います。

8-5 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による町経済への甚大な影響

(迅速な復旧・復興のための準備)

【本編】 P.10

- 大規模自然災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等を平時から確認し、災害からの復旧復興施策や発災時に被災者支援の取組を円滑に行えるよう体制の整備を進めます。